

○競争的資金等取扱規程

(平成26年10月1日)

最終改正 2023年10月 1日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「当財団」という。）における競争的資金等の取扱いに関して定め、競争的資金等の適切な管理・運用体制の構築及び整備を行うことにより、公的研究費の不正使用の防止を図り、もって研究機関としての当財団の責務を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（平成19年2月15日、文部科学大臣決定）が掲げる文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等国の競争的研究費制度に基づく研究資金であって、その範囲は次に掲げる研究資金をいう。

（1）国から研究代表者等に支払又は交付される資金

（2）独立行政法人から支払又は交付される資金

（3）研究分担者等が資金配分を受ける資金

2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

3 この規程において「職員等」とは、当財団の役員、職員、任期付職員、博士研究員、常勤・非常勤嘱託、契約職員、出向職員、臨時用員及び業務請負契約従事者並びに派遣労働者のうち、競争的資金等を取扱う者をいう。

(基本方針)

第3条 当財団の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

（1）管理・運営に関わる者の責任と権限の体系の明確化を図る。

（2）不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。

（3）不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。

（4）ルールに関する理解を当財団内の職員等に浸透させ、当財団内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

(5) 不正発生の可能性を最小限にすることを旨とし、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

(責任と権限)

第4条 当財団の競争的資金等を適正に運営・管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者並びに不正防止計画推進担当者をおく。

(1) 最高管理責任者は、理事長をもって充て、競争的資金等の適正な運営・管理に係る最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者は、専務理事又は常務理事をもって充て、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理に係る実務上の統括を行う責任と権限を有する。

(3) コンプライアンス推進責任者は、総務部長及び神戸センター管理部長をもって充て、所管する部署等における競争的資金等の適正な運営・管理に係る実質的な責任と権限を有する。

(4) 不正防止計画推進担当者は、総務部長をもって充て、コンプライアンス推進責任者並びに第2条第1項各号に掲げる競争的資金を取扱う各部長等と協力・連携し、競争的資金等の適正な運営・管理に係る対策の実施を推進する。

(体制)

第5条 競争的資金等の管理体制は、別図のとおりとする。

(相談窓口の設置)

第6条 統括管理責任者は、当財団における競争的資金等の使用や事務処理等に関するルールなどについて、当財団内外からの相談に対応する窓口を設置し、効率的かつ適切な運営の支援を行うものとする。

2 相談窓口の担当は、総務部長とする。

(不正防止計画)

第7条 統括管理責任者は、競争的資金等の執行に当たり不正使用が生じることのないようにするため、不正防止計画を策定し、最高管理責任者に報告するとともに、職員等に周知するものとする。

2 不正防止計画推進担当者は、不正防止計画に基づき具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するものとする。

(教育・研修)

第8条 最高管理責任者は、職員等に対して、競争的資金等の使用ルール、それに伴う責任、どのような行為が不正に当るのかなどを理解させるための教育・研修を毎年定期的に実施するものとし、その実施を不正防止計画推進担当者に指示する。

2 不正防止計画推進担当者は、前項の教育・研修について、必要な手続き等を行うとともに、職員等に周知するものとする。

3 職員等は、当該教育・研修を受講しなければならない。

(執行に関する管理体制)

第9条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえた競争的資金等の適正な執行管理を行うため、第2項及び第3項に掲げる管理体制を整備するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、物品等の発注から納品までの状況を検証・確認するため、次の各号に示す管理体制を整備するものとする。

(1) 競争的資金等の執行に係るルール策定と発注権限と責任の明確化

(2) 発注者と業者の間における癒着防止体制の確立と検収（検査）システムの構築

(3) 物品等の仕様確定、業者選定、価格設定、納品日等を実効的に検証できる体制の構築

3 コンプライアンス推進責任者は、旅費及び謝金の適正な管理・運用のため、執行状況等を踏まえた事実確認を行う仕組みを構築するものとする。

(不正に関する情報伝達の体制)

第10条 最高管理責任者は、当財団における競争的資金等の不正使用に関する通報等に対応するため、当財団に通報窓口を設置するものとする。

2 通報窓口及び通報後の対応についての必要な事項は、別に定める。

3 最高管理責任者は、不正使用に関する通報者が不利益な取扱いを受けないよう、通報者を保護する仕組みを整備するものとする。

4 通報者保護に関し必要な事項は、別に定める。

(不正使用の疑いのある案件の調査等)

第11条 監査又は通報等により、不正使用が疑われる案件が発覚した場合は、統括管理責任者は、すみやかに最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の案件について、調査を行う必要があると認めた場合には、競争的資金等の不正使用に係る調査委員会を設置し、調査を指示することができる。

3 競争的資金等の不正使用に係る調査委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

(不正に関与した者への対応)

第12条 前条に基づく調査の結果、競争的資金等の不正使用の事実が認められた場合には、就業規程第41条に定める懲戒の措置をとるものとする。

2 競争的資金等の不正使用に取引業者が関与していた場合は、取引停止等の措置をとるものとする。

(報告)

第13条 最高管理責任者は、前条第1項の競争的資金等の不正使用の事実が認められた場合には、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（平成19年2月15日、文部科学大臣決定）に基づき、関係機関へ報告を行うものとする。

2 前項の報告は、次のとおりとする。

- (1) 通報等を受けた場合は、通報等受付日から30日以内に、通報等内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、調査を実施する際は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
- (2) 通報等受付日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関へ提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告等を配分機関へ提出する。

(監査)

第14条 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理を行うとともに、不正の発生を防止するため、内部監査を実施することができる。

2 内部監査の取りまとめは、経営企画室長が行うものとする。

3 内部監査は、次の各号に沿って監査及びモニタリングを実施するものとする。

- (1) 会計書類上の監査の他、経理処理等の体制不備の検証や必要に応じて関係者へのヒアリング等も行うものとする。
- (2) 監事、公認会計士等と連携し、不正の発生要因に応じた検証を行うものとする。
- (3) 監査内容を随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。
- (4) 監査結果についてとりまとめ、適宜、職員等に公表し、その有効利用を推進するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は2023年10月1日から施行する。

競争的資金等の管理体制

別図

